

第8回 定期 総会 議事録

1、日 時	令和3年8月5日(木)
2、場 所	中津市役所 3階 大会議室
3、出席委員	1番橋本委員、2番坪根委員、3番高倉委員、4番白木原委員、5番奥委員、6番田畑委員、7番多村委員、8番中原委員、9番石川委員、10番田上委員、12番百留委員、14番梶原委員、15番村上委員、最適化推進員、11名(廣津、前田、長谷川、宮瀬、黒土、濱田、武信、村本、武本、浦野、加藤)
4、欠席委員	11番松田委員、13番玉麻委員、最適化推進員、12名(岡崎、尾家、岩淵、北山、高橋、鷹崎、井上、北村、墓、江島、苅北、新谷)
5、事務局	福永局長、中春次長、桑島次長、井上
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	7番多村委員、9番石川委員、
福永局長	それでは議事の方に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中13名の出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願い致します。
中原会長	おはようございます。では、只今より令和3年第8回定期総会を開催致します。議事録署名委員は議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは、議事録署名委員を7番 多村委員、9番 石川委員にお願いします。よろしく申し上げます。
議案審議 議第1号 議 長	農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件の1番から5番まで事務局より説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読

議 長	1 番について、現地調査の報告を高倉委員にお願いします。
高倉委員	1 番について報告いたします。調査の結果、合意解約で間違いありません。解約後は3条申請をする計画です。審議をお願いします。
議 長	ただいま、1 番について、高倉委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	異議なし
議 長	異議なしと認め、1 番について、当委員会は承認と致します。それでは、2 番3 番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	2 番3 番について現地調査の報告を浦野推進委員にお願いします。
浦野推進委員	2 番3 番について報告いたします。調査の結果、合意解約で間違いありません。解約後は2 番については利用権を設定、3 番については5 条申請するということです、審議をお願いします。
議 長	ただいま、浦野推進委員より2 番3 番について調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	異議なし
議 長	異議なしと認め、2 番3 番について当委員会は許可と致します。それでは、4 番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	4 番について現地調査の報告を岡崎推進委員にお願いします。
岡崎推進委員	4 番について報告いたします。調査の結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定するということです、審議をお願いします。
議 長	ただいま、岡崎推進委員より4 番について調査報告がありましたが、異議はございませんか。

全委員	異議なし
議 長	異議なしと認め、4番について当委員会は承認と致します。 それでは、5番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	5番について現地調査の報告を百留委員にお願いします。
百留委員	5番について報告いたします。調査の結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定するということです、審議をお願いします。
議 長	ただいま、百留推進委員より5番について調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	異議なし
議 長	異議なしと認め、5番について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第2号	農用地利用集積計画（案）の利用権設定に関する件について
議 長	議第2号農用地利用集積計画（案）の利用権設定に関する件について、審議に入る前に、多村委員、村本推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	多村委員、退席 村本推進委員、退席
議 長	それでは、議第2号農用地利用集積計画（案）の利用権設定に関する件について、事務局より説明をお願いします
農政振興課 （田中）	（農政振興課 担当 説明）
議 長	ただいま農用地利用集積計画（案）の利用権設定について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。

全委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め農用地利用集積計画(案)の利用権設定については承認といたします。 多村委員、着席 村本推進委員、着席
議長	それでは、農用地利用集積計画(案)の所有権移転に関する件について、審議に入る前に、白木原委員、中原委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
議長	議長交代、坪根副会長をお願いします。 白木原委員、退席 中原委員 退席
議長代理 (坪根副会長)	農用地利用集積計画(案)の所有権移転に関する件について、事務局より説明をお願いします。
農政振興課 (田中)	(農政振興課 担当 説明)
議長代理 (坪根副会長)	ただいま農用地利用集積計画(案)の所有権移転について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議長代理 (坪根副会長)	異議なしと認め農用地利用集積計画(案)の所有権移転については承認といたします。 白木原委員、着席 中原委員 着席
議長代理 (坪根副会長)	議長交代、中原会長議長に復帰

議案審議 議第3号 議 長	農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について 議第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番から12番について事務局より説明をお願いします。
事務局（井上） 議 長	議案朗読 1番について現地調査の報告を高倉委員をお願いします。
高倉委員	（1番の申請地の場所について説明） 譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものであります。譲受人は農地取得要件を満たしていますので問題無いと思います。審議をお願いします。
議 長	ただいま、1番について高倉委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。 2番の審議に入る前に、宮瀬推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
議 長	宮瀬推進委員、退席 それでは、2番3番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（井上） 議 長	議案朗読 2番3番について現地調査の報告を高倉委員をお願いします。
高倉委員	（2番3番の申請地の場所について説明） 譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものであります。譲受人は双方ともに農地取得要件を満たしていますので問題無いと思います。審議をお願いします。
議 長	ただいま、2番3番について高倉委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。

全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、2番3番について当委員会は許可と致します。
	宮瀬推進委員、着席
議 長	それでは、4番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	4番について現地調査の報告を 白木原委員をお願いします。
白木原委員	(4番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものであります。 譲受人は農地取得要件を満たしていますので問題無いと思います。審議 をお願いします。
議 長	ただいま4番について、白木原委員より調査報告がありましたが、異議 はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、4番について当委員会は許可と致します。
	それでは、5番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	5番について現地調査の報告を奥委員をお願いします。
奥委員	(5番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものであります。 5番の譲受人は農地取得要件を満たしているので、問題無いと思います、 審議をお願いします。
議 長	ただいま、5番について、奥委員より調査報告がありましたが、異議は ございませんか。

全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、5番について当委員会は許可と致します。 それでは、6番7番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読
議 長	6番7番について現地調査の報告を田畑委員をお願いします。
田畑委員	(6番7番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものであります。 譲受人は農地取得要件を満たしていますので問題無いと思います。審議 をお願いします。
議 長	ただいま、6番7番について田畑委員より調査報告がありましたが、異 議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、6番7番について当委員会は許可と致します。 それでは、8番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読
議 長	8番について現地調査の報告を浦野推進委員をお願いします。
浦野推進委員	(8番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものであります。 譲受人は農地取得要件を満たしていますので問題無いと思います。 審議をお願いします。
議 長	ただいま、8番について浦野推進委員より調査報告がありましたが、異 議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、8番について当委員会は許可と致します。
議 長	それでは、9番から11番について、事務局より議案の説明をお願いし

	ます。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	それでは、9番から11番について現地調査の報告を尾家推進委員に お願いします。
尾家推進委員	（9番から11番の申請地の場所について説明） それぞれ、譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するもので あります。譲受人は農地取得要件を満たしていますので問題無いと思ひ ます。審議をお願いします。
議 長	ただいま、9番から11番について尾家推進委員より調査報告があり ましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、9番から11番について当委員会は許可と致します。 それでは、12番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	それでは、12番について現地調査の報告を百留委員にお願いします。
百留委員	（12番の申請地の場所について説明） 譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものであります。 譲受人は農地取得要件を満たしていますので問題無いと思ひます。審議 をお願いします。
議 長	ただいま、12番について百留委員より調査報告がありましたが、異議 はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、12番について当委員会は許可と致します。
議案審議	

議第4号 議 長	農地転用事業計画変更申請に関する件について 議第4号農地転用事業計画変更申請に関する件について、1番の説明を事務局よりお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	1番について現地調査の報告を多村委員にお願いします。
多村委員	（1番の申請地の場所について説明） 当初事業計画者が住宅を建設する予定であった所に、事業継承者が二世帯住宅を建設することになりました。内容につきましては、議第5号農地法第5条申請の時に説明します。ご審議、よろしくお願いします。
議 長	ただいま、1番について多村委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第5号 議 長	農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について 議題5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について、事務局より1番2番について、議案の説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	1番2番について、前田推進委員に調査報告をお願いします。
前田推進委員	（1番の申請地の場所について説明） 転用目的は宅地分譲用地1区画です。売買による所有権移転となっています。生活排水は、公共下水道に接続し、雨水排水は北側の道路側溝に放流します。境界もはっきりし、周囲に農地があるが同意は得ており周辺の農地に与える影響はないと思われます。 （2番の申請地の場所について説明） 転用目的は宅地分譲用地4区画です。売買による所有権移転となっています。生活排水は、合併浄化槽を整備し、雨水排水とともに西側に隣接

		<p>する水路に放流します。周辺に農地は無く境界もはっきりし周辺の農地に与える影響はないと思われます。審議をお願いします。</p>
議 長		<p>ただいま 1 番 2 番について現地調査の報告が前田推進委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議 長		<p>異議なしと認め、1 番 2 番について当委員会は許可と致します。それでは、3 番について、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局 (中春)		<p>議案朗読</p>
議 長		<p>3 番について現地調査の報告を坪根委員をお願いします。</p>
坪根委員		<p>(3 番の申請地の場所について説明) 転用目的は駐車場用地です。売買による所有権移転となっています。雨水排水は、隣接水路に放流します。隣接する農地の承諾も得ており、境界もはっきりし周辺の農地に与える影響はないものと考えます。審議をお願いします。</p>
議 長		<p>ただいま 3 番について坪根委員より現地報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議 長		<p>異議なしと認め、3 番について当委員会は許可と致します。それでは、4 番について、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局 (中春)		<p>議案朗読</p>
議 長		<p>4 番について現地調査の報告を高倉委員をお願いします。</p>
高倉委員		<p>(4 番の申請地の場所について説明) 転用目的は宅地分譲用地 2 区画です。売買による所有権移転となっています。生活排水は、合併処理浄化槽を設置し、雨水と共に隣接する団地内を經由して道路側溝に放流します、周囲に農地があるが同意は得ており境界も確認でき周辺の農地に与える影響はないものと思われます。審</p>

議 長	議をお願いします。
全委員	ただいま4番について高倉委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
議 長	(異議なし)
事務局 (中春)	異議なしと認め、4番について当委員会は許可と致します。 それでは、5番6番について、事務局より議案の説明をお願いします。
議 長	議案朗読
白木原委員	5番6番について、白木原委員に調査報告をお願いします。 (5番の申請地の場所について説明) 転用目的は一般住宅用地です。使用貸借権設定30年となっています。生活排水は農業集落排水に接続し、雨水排水は、南側の水路に放流します。周囲に農地があるが同意を得ており境界もはっきりしているので影響はないものと思われます。 (6番の申請地の場所について説明) 転用目的は一般住宅用地です。売買による所有権移転となっています。生活排水は、合併浄化槽を設置し、雨水とともに県道横野側溝に放流します。周囲に農地があるが同意は得ており境界もはっきりし、周辺農地に与える影響は特になく、考えます。審議をお願いします。
議 長	ただいま5番6番について白木原委員より現地報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、5番6番について当委員会は許可と致します。 それでは、7番8番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (中春)	議案朗読
議 長	7番8番について現地調査の報告を多村委員にお願いします。
多村委員	(7番の申請地の場所について説明)

	<p>転用目的は一般住宅用地で、親の住宅の横に子供夫婦が住宅を建設するということです。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水と共に隣接する親の住宅の排水路に接続し南側水路に放流します。周囲に農地がありますが、親の土地のみで、境界杭も確認できましたので、問題ないものと思われま</p> <p>す。</p> <p>(8番の申請地の場所について説明)</p> <p>先程説明しました、議第4号事業計画変更の案件です。転用目的は二世帯住宅用地です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水排水と共に西側水路に放流します。周囲に農地がありますが、同意は得ており、境界もはっきりしているので問題ないものと思われま</p> <p>す。ご審議、よろしくお願</p> <p>い</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、7番8番について多村委員より現地報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、7番8番について当委員会は許可と致します。</p> <p>それでは、9番10番について、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (中春)</p>	<p>議案朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>9番10番について現地調査の報告を武信推進委員にお願いします。</p>
<p>武信推進委員</p>	<p>(9番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は宅地分譲用地(6区画)です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水と共に敷地内に新設するU字溝を經由して西側水路に放流します。周囲に農地がありますが、同意は得ており、境界杭も確認できましたので、問題ないものと思われま</p> <p>す。</p> <p>(10番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は隣接する宅地と共に共同住宅を2棟建設するということです。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水と共に東側道路側溝に放流します。周囲に農地がありますが、同意は得ており、境界杭も確認できましたので、問題ないものと思われま</p> <p>す。ご審議、よろしくお願</p> <p>い</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、9番10番について武信推進委員より現地報告がありましたが、異議はございませんか。</p>

全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、9番10番について当委員会は許可と致します。 それでは、11番12番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (中春)	議案朗読
議 長	11番12番について現地調査の報告を浦野推進委員にお願いします。
浦野推進委員	(11番の申請地の場所について説明) 転用目的は一般住宅・駐車場及び倉庫用地です。譲渡人の住宅を購入することになりましたが、駐車場が狭く、隣接農地等の管理に必要な道具を入れるための倉庫を併設したいので今回の申請となりました。生活排水及び雨水排水は現在の宅地の排水を利用します。また、先ほど農地法3条で説明しました通り、隣接農地も一緒に購入する予定となっており、境界もはっきりしているので問題ないものと思われます。 (12番の申請地の場所について説明) 転用目的は倉庫用地です。申請地は、譲受人の敷地を通らないと進入できず宅地の隣の申請地に農機具などを入れる倉庫を設置したいということです。雨水排水は西側の水路に放流します。隣接に農地は無く、境界もはっきりしているので問題ないものと思われます。ご審議、よろしくお願ひします。
議 長	ただいま、11番12番について浦野推進委員より現地報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、11番12番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第6号 議 長	非農地証明に関する件について 議第6号の非農地証明願に関する件について1番から7番まで事務局議案の説明をお願いします。

事務局（井上）	議案朗読
議 長	ただいま、非農地証明願に関する件について、1番から7番まで事務局より説明がございましたが異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、非農地証明願に関する件について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第7号 議 長	その他議案に関する件について 議題7号その他に関する件について事務局議案の説明をお願いします。
福永局長	（別紙議案のとおり）
議 長	<p>はい、それでは総括を進めたいと思います。</p> <p>議第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について当委員会は承認といたします。</p> <p>議第2号、農地利用集積計画（案）について当委員会は承認といたします。</p> <p>議第3号、農地法第3条第1項に規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。</p> <p>議題4号、農地転用事業計画変更申請に関する件について当委員会は許可といたします。</p> <p>議題5号、農地法第5条第1項に規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。</p> <p>議題6号、非農地証明願に関する件について当委員会は承認といたします。</p> <p>以上でございます。長時間の審議ありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして、第8回定期総会を閉会いたします。</p>